



現在の元号は商標登録できないが、旧元号ならば登録できると聞いたことがあります。「平成」も旧元号になれば登録することはできますか？



(奈良県 T. K)



1. はじめに

新天皇が2019年5月1日に即位されるとの発表を受け、世間では新しい元号がどうなるか大変注目されています。

新元号の公表は改元の1カ月前を想定し準備が進められているようですが、もし仮に元号と同一の商標が出願された場合、特許庁の審査においてどのような判断がなされるのでしょうか。

2. 元号の登録性について

元号を表示する商標の登録性について、特許庁の商標審査基準〔改訂第13版〕には以下のように記載されています。

【3条1項6号関係から抜粋】

「4. 現元号を表示する商標について
商標が、現元号として認識される場合（『平成』、『HEISEI』等）は、本号に該当すると判断する」

上記記載は現元号を表示する商標が「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」に該当するため登録できないことを示していますが、その文言だけを見ますと、現元号ではない旧元号であれば本号に該当せず登録が認め

られるとも解釈できます。

また、実際に以下の旧元号が登録されている事実もあります。

【旧元号の登録例】

① 登録第5813674号

商標権者：昭和産業株式会社

昭和

② 登録第4578583号

商標権者：大正製薬株式会社

大正

③ 登録第496702号

商標権者：明治ホールディングス株式会社

明治

ただ、実際の審査動向を見ますと、旧元号は商取引の場において、過去の日付や時期を表す際に普通に使用されている実情を考慮して登録が認められない傾向にあるようです。そして、上記登録商標は、使用により各商標権者の略称として需要者に広く認識されていることが評価され例外的に登録に至ったものと考えられます。

このような状況のもと特許庁は現行の審査基準の記載では、旧元号の商標

登録が認められるという誤解が生じ得ることを考慮し、本年6月に以下のコメントを出し、元号自体が原則登録できないことを明確にしました。

【特許庁コメント抜粋】

(下線は回答者によるもの)

「元号（現元号であるか否かを問わない。）として認識されるにすぎない商標は、識別力がない（自分の商品・役務と他人の商品・役務を区別するものにはならない）ため、商標登録を受けることはできません。

現元号であるか否かにかかわらず、会社の創立時期、商品の製造時期、その他の日付・期間等を表示するものとして一般に使用されている場合は、元号として認識されるにすぎません。……改元後、『平成』が旧元号となった場合も同様で、単に旧元号として認識されるにすぎないため、商標登録を受けることはできません」

3. おわりに

以上のように、「平成」については、使用により広く認識されているような例外的な場合を除いて、たとえ旧元号になったとしても登録は認められませんのでご注意ください。